

## 「子育て支援 神奈川方式」に関する緊急要望

神奈川県と県内各市町村は、日々共に住民の生活の向上と福祉の増進に努めているところであり、「子ども手当」の地方負担についても、国に対し全国一律の現金給付は国が行い、地域の実情に応じたサービス給付は地方が行うなどに關して様々な働きかけを行ってきたところである。

そうした中で神奈川県では、平成 23 年度当初予算において、子ども手当の財源としている県負担を計上せずに、一方で地域の実情を踏まえた新たな子育て支援策として神奈川方式を示し、今回黒岩新知事が、予定通りの予算を執行し市町村とともに取り組むこと、また、「子ども手当」が、いわゆる「つなぎ法」により平成 22 年度の制度が延長され、県内市町村の財政運営の混乱を回避するため同法に沿った県負担を行うが、引き続き国に対し全額国庫負担を求めていく姿勢を示されたことは理解できるものである。

一方この度の東日本大震災においては、県内各市町村は東北 3 県の被災地ほどの被害は受けていないものの、災害に備えた対応についても、住民からはその対策が求められている。とりわけ通学路の安全確保や学校等の耐震診断及び耐震補強、心のケアなど、防災の視点から見た子どもの安全・安心のための施策も多く求められているところである。

そこで、新たな子育て支援策として神奈川方式の対象をより一層弾力化されるよう強く要望するものである。

平成 23 年 5 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会会长  
茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会长  
大井町長 間宮 恒行